

## Ⅳ 福祉事業 2

(公財) 日本教育公務員弘済会山口支部

### 令和7年度 宿泊補助 申請要項

#### 【 セントコア山口の宿泊利用券について 】

セントコア山口の宿泊利用券の発行手続きについては、次のとおりとします。

- ◎ 申請のお電話から概ね1週間以内の宿泊については、宿泊利用券を当支部からセントコア山口へFAX送信します。(申請者様にご了承をいただいた場合のみ)
- ◎ 申請のお電話から1週間以降の宿泊については、申請者宛に宿泊利用券を送付(ご自宅またはご所属先)します。
- ◎ セントコア山口以外の宿泊施設へのFAX対応は原則行いません。

福祉事業は、教弘保険にご加入いただいている方『会員』を対象としていますが、以下の資格要件があります。

日教弘指定宿泊施設への宿泊については、以下の要領にて宿泊利用券を発行します。

発行可能『会員』資格	<b>◆65歳未満の会員</b> ① 「新教弘保険」基本型(現在販売なし)6口以上の加入者 ② 「新教弘保険」A型・B型、ユース教弘10口以上の加入者 <b>◆65歳以上の会員</b> ① 1種教弘保険加入者(3口以上) ② 新教弘保険K型加入者(原則3口以上) ※ 『会員』資格がご不明な場合は、山口支部までお問い合わせください。
補助額	1泊 2,000円
発行限度	<b>12泊</b> (宿泊期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日)
その他発行	同伴宿泊家族(『会員』1名につき1名) 1泊 1,000円
指定宿泊施設参照	◇令和7年4月発行「令和7年度 山口教弘のしおり」 ◇(公財)日本教育公務員弘済会 HP <a href="https://www.nikkyoko.or.jp/">https://www.nikkyoko.or.jp/</a> HOME > 日教弘会員の皆様 > 日教弘指定宿泊施設リスト 
備考	『会員』並びに同伴家族1名について1旅行3連泊までの発行とする。 お子様の受験の際は、単独宿泊でも発行可能(1旅行3連泊まで) 「教弘グループ保険」加入のみの会員へは、発行できません。

**宿泊施設利用券 申請・利用方法** 次の①～④の順で申請・利用してください。

- ① 日教弘指定宿泊施設を予約
- ② **『会員』本人が電話**で山口支部 (☎0834-21-8083) へ申請  
※宿泊日の**5営業日前**までに申請してください。(山口支部は土日祝日・年末年始は休業です)
- ③ 宿泊利用券郵送(ご所属先もしくはご自宅)
- ④ 宿泊施設のフロントに提出

#### 注意事項

- ◆ **申請は電話のみ受付** ※FAX・メール等での申請は受付できません。  
電話以外で申請した場合に起きた不利益については、当支部は責任を負いません。
- ◆ **パckツアー・インターネット系列旅行代理店等からの予約の場合、当会の宿泊利用券を使用不可としている宿泊施設があります。(予約前に宿泊施設に予め確認してください。)**
- ◆ キャンセルの場合は、速やかに山口支部まで連絡してください。  
(連絡がない場合は、利用泊数にカウントされます)

※ 個人情報の取扱いについては当支部 HP をご覧になるか、当支部までお問い合わせください。